

南部町告示第132号

公示送達について

次の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、この書類は、南部町税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

この公示により、令和8年度町県民税（普通徴収）第2期督促状の納期限は、令和8年9月30日とする。

令和8年9月17日

南部町長 陶山 清孝（公印省略）

- 1 送達すべき書類  
令和8年度町県民税（普通徴収）第2期督促状

- 2 送達を受けるべき者

| 税 目  | 氏 名              | 通 知 書 番 号 |
|------|------------------|-----------|
| 町県民税 | NGUYEN THI HUYEN | 21985     |